

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた 取組の方向性について（試案）

構成

第 1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

第 2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

第 3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

2 経済団体等との連携の必要性等

本日資料

第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

第3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

2 経済団体等との連携の必要性等

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性①

1 入札参加資格審査

(1) 申請様式・項目及び必要書類

- 地方公共団体においては、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第6項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4から第167条の5の2までの規定に基づき、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて、必要な入札参加資格を設定している。
- そして、あらかじめ、入札に参加しようとする事業者が入札参加資格を有するかどうかを確認するため、一般に、各地方公共団体においては、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け、各団体が定める審査基準に基づき当該事業者の審査を行い、格付けや順位付けをして入札参加資格者名簿への登録を行っている。
- この審査基準については、一般に、当該団体における契約の規模や内容の実態、地域の実情に応じて契約の適切な履行を確保するために必要な要件などの観点から、経営事項審査や自己資本額等の客観的審査事項や、施工実績、賃上げの実施状況、環境への配慮、障がい者の就労、地域貢献活動の状況、地元企業であること等の技術性・社会性・地域性等に係る主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けをするものとなっており、地方公共団体ごとに多様となっている。
- また、入札参加資格審査申請に係る申請項目や必要書類についても、審査基準を踏まえて設定されているものであることから、地方公共団体ごとに多様なものとなっている*。
- 他方、本研究会において、共通化の取組（都道府県単位で申請を共同受付）を行っている地方公共団体における申請項目等を比較・確認したところ、例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、**国の申請項目等や総務省が令和3年に作成した入札参加資格審査申請に係る標準項目等（以下「国の申請項目等」という。）については、一部の項目（事業者の外資状況等）を除けば、地方公共団体において概ね共通しているものと推測される。**
- また、**国の申請項目等のほかでも、地方公共団体において設定されている申請項目等の中には、「工事の経歴」、「ISO認証取得の有無」等、共通しているとまではいえないが、多数の地方公共団体において設けられている申請項目等があるもの**と推測される。

* これを踏まえ、総務省においては、令和3年に地方公共団体の入札参加資格審査申請に係る標準項目等を取りまとめ、当該項目等を積極的に活用するよう地方公共団体に要請している。この標準項目等を活用する場合においても、地方公共団体は、地域の実情に応じた審査を行うために必要最低限の範囲で、独自の項目等を追加することができるが、項目等を追加する場合には、その理由等をホームページに公表することとしている。

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性②

(1) 申請様式・項目及び必要書類（続き）

- 一方で、地方公共団体においては、上記のような申請項目等のほかに、当該地方公共団体の地域貢献活動の実施状況等の各地方公共団体独自のものが設けられている場合がある。このような申請項目等は、地域の状況を踏まえた迅速な対応の可否等の観点から、地域への精通度を確認するなど、各地域の実情等を踏まえて定められているものであり、地方公共団体が、地域の実情に応じて、契約の適正な履行を確保することの重要性に鑑みれば、このような独自の申請項目等についても、引き続き地方公共団体の判断により設けることができるようにする必要があるものと考えられる。
- これらを踏まえ、**申請項目等の共通化の方法として、以下の①及び②の申請項目等のセットを作成し、地方公共団体が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて③の申請項目等を設けることができることとすることが考えられる。**
 - ① **全地方公共団体共通の申請項目等**
(例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号、営業年数、資格希望工種、総合評定値通知書等。)
 - ② **申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等**
(例えば、工事の経歴、建設業労働災害防止協会加入、ISO認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等。)
 - ③ **地方公共団体独自の申請項目等**
(例えば、地方公共団体独自の地域貢献活動の実施状況、地方公共団体独自の表彰実績、当該団体との防災協定の締結等。)
- ただし、③の申請項目等を設けるに当たっては、入札参加資格審査が、本来、契約の履行を確保するために行うものであり、その審査を行うために十分な申請項目等を設ける必要である一方で、地方公共団体の契約の公正性・経済性の原則を踏まえつつ、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点からも、合理的な範囲で必要最小限の項目とするようにすべきである。

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性③

(2) 申請方法

- 入札参加資格の有効期間、申請時期・受付期間、受付方法、審査結果の通知方法、資格者名簿の公開方法、申請内容の変更方法等の申請方法については、法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められているが、これらの差異は入札参加資格の審査結果に影響を与えるものではないと考えられ、また、複数の地方公共団体が申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている例もある。
- 他方で、例えば、有効期間や申請時期・受付期間については、各地方公共団体において、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化や、申請件数や審査担当職員数を勘案した必要な審査期間の設定等の各地方公共団体における事務の実情のほか、事業者における十分な申請期間や有効期間の確保等、事業者の事務負担を考慮して定められている場合もある。
- これを踏まえると、**入札参加資格審査の申請方法については、共通化を進めることが考えられるが、共通化を進めるに当たっては、その方法が、いずれの地方公共団体においても適用することができるようなものとなるよう、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的方法を検討することが重要である。**
- また、**受付方法については、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法で受け付けることが可能となるよう、地方公共団体に対して、当該申請を電子申請システムや電子メール等で受け付けられるようにする等の取組を促すこととすることが考えられる。**このためには、署名及び押印を不要とする取組が前提になる。
- さらに、入札参加資格審査申請をデジタル完結させ、ワンストップとする観点からは、複数の発注者に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当である。この点、国の物品・役務についての入札参加資格審査申請については、全省庁に対して政府調達関連システムで一括して申請することができるようになっている。
- これを踏まえ、地方公共団体においても、**広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が入札参加資格審査を受け付けられるようにすることについて、検討することが考えられる。**
- この場合、例えば、(1)の①全地方公共団体共通の申請項目等及び②申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することができる**共通の申請項目等については、当該システムに一度アップロードすることにより、複数の地方公共団体に一括して申請**できるとし、③**地方公共団体独自の申請項目等については、これらのシステムにおいて地方公共団体ごとにアップロードして申請**できるとすることも考えられる。このことによって、**入札参加資格審査申請のワンズオンリー化が図られる。**

第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

第3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

2 経済団体等との連携の必要性等

2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

① 一般競争入札の公告の方法

- 地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされている。
- この公告の方法は、法令上規定されていないことから、各地方公共団体の判断において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われているが、この方法をオンライン化することは、事業者の利便性の向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することとなるものと考えられる。
- **これを踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すことが考えられる。**
- この際、入札の公告を地方自治法第16条第4項の規定による条例（公告式条例）に基づき、紙媒体の公報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている地方公共団体においては、当該方法に加えて、運用上、オンラインでも入札の公告の内容を公表することとすることが考えられる。
- また、入札の公告の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点から、**地方公共団体の入札の公告に係る情報についても、公表する内容を共通化した上で、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して、当該システムにおいて公表することとすることを検討することが考えられる。**
- なお、国の物品・役務についての入札の公告に係る情報については、現在、政府調達関連システムにおいて公表されているが、このシステムには、地方公共団体の入札の公告に係る情報を収集し掲載する機能（地方公共団体のホームページ等に入札の公告に係る情報を掲載するとともに、当該掲載箇所を当該システムに登録しておくこと、当該システムがこの情報を収集してシステム上に掲載する）が既に実装されているところである。

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑤

② 指名競争入札・随意契約の案件情報の公表の方法

- 指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定し契約を締結する方法であって、また、随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように不特定多数人の参加を求めて競争させるものではないことから、法令上、その公告が義務付けられていない。
- このため、**指名競争入札及び随意契約については、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約の方法により契約を締結しようとする場合には、政府調達関連システムの機能を活用して案件情報を公表可能とすることも考えられる。**

③ 入札・落札情報等の公表の方法

- 物品・役務等の入札・落札情報等（入札者・落札者の名称、入札・落札金額等）については、法令上、公表することが義務付けられておらず、地方公共団体が当該情報を公表するかどうかについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。（一定額以上の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）の規定により、入札・落札情報等を公表することとされている。）
- 他方で、入札・落札情報等を公表することは、入札・契約に係る不正行為の防止に資するほか、オンラインの方法により公表することは、事業者の利便性の向上に資するものと考えられるところであり、現に、国の物品・役務の入札・落札情報等については、政府調達関連システムにおいて公表されている。
- これを踏まえ、**地方公共団体の物品・役務等の入札・落札情報等についても、国と同様に、オンラインの方法により公表することが共通となるよう、地方公共団体に対して、当該情報等をホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すことが考えられる。**
- また、**全ての地方公共団体において、入札・落札情報等の公表がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体の調達案件を公表できるようにすることを検討することも考えられる。**
- なお、これらの情報については、地方公共団体において、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある不開示情報に該当するものとして非公表としている場合がある。これを踏まえ、公表のオンライン化を進めるに当たっては、非公表とすることについての適否を十分に精査する必要があることを前提とした上で、個々の契約案件について公表するかどうかを地方公共団体において判断できることとすべきことに留意する必要がある。

(2) 入札、契約、完了届、請求等

① 入札書等・完了届等の様式・項目等

- 事業者が入札に参加しようとするときに提出する入札参加申込書や入札書、事業者が契約の履行後に提出する完了届等の様式・項目等についても、法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められている。
- これらの様式・項目等の提出は、地方公共団体の個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するような性格のものではない。また、経済団体からも、入札書等や完了届の様式・項目等が異なることによる具体の支障事例が指摘されているものではないところである。
- 他方で、これらの差異は入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではないことを踏まえれば、必ずしも、地方公共団体ごとにこれらの様式・項目等の差異を生じさせておく必要性は大きくないものと考えられる。
- これを踏まえ、後述するように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、地方公共団体がこのシステムを活用することとする場合には、このことを前提として、これらの様式・項目等を共通化することも考えられる。
- なお、完了届の提出を受けた後、地方公共団体は、その受ける給付の完了の確認をするために検査を行うこととなるが、この検査については、契約の内容に応じて最も適当な方法により行われているものであって、その方法は、現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等、様々であることから、この検査の方法を共通化することはできないものと考えられる。

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑦

② 契約の内容

- 地方公共団体が締結する契約については、庁舎の維持管理、不動産売買・賃借、O A 機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、多岐にわたる。また、契約の内容についても、例えば、O A 機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該O A 機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該O A 機器の機能や性質、その設置場所・使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等に応じて個別に定める必要がある。
- これを踏まえると、**地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、共通して用いることのできる標準を示すことが難しいという課題がある。**
- もっとも、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、個別の契約の種類に応じてその標準が示されている例もあるが、このような契約の標準については、契約の種類等に応じて各所管省庁等において個別に検討されるべきものである。

③ 請求書等の様式・項目

- 事業者が地方公共団体に対して提出する請求書等（見積書、納品書等を含む。以下同じ。）については、一般に、各地方公共団体において、その様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することを認めている。このような現状や取引慣行、事業者の利便性を踏まえれば、請求書等の様式・項目を共通化した上で、当該共通の請求書等以外の任意の請求書等の提出を認めないこととすることはできないものと考えられる。
- 他方で、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における当該請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは意義のあるものと考えられる。
- これを踏まえれば、**事業者が請求書等を任意の様式・項目により提出することができることを維持しつつ、いずれの地方公共団体に対しても提出することのできる共通の請求書等の様式・項目の例を作成し、その活用を推奨することが考えられる。**

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑧

④ 入札・契約の方法や完了届・請求書等の提出方法等

- 入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法についても、これをオンライン化することによって、事業者の事務の効率化及び利便性の向上が図られ、地方公共団体にとっても事務の効率化が図られるものと考えられる。
- この点、入札の方法については、一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできており、契約の方法についても、事業者から電子契約システムや電子契約を行うためのクラウドサービスが広く提供されてきている。また、完了届や請求書等については、電子メールで提出を受け付けることもできるものと考えられる。
- このような状況を踏まえ、**入札や契約の方法について、書面による方法に加えて、オンラインによる方法で行うことが可能となるよう、地方公共団体に対して、電子入札システムや電子契約システムの導入、電子契約を行うためのクラウドサービスの活用等の好事例を周知することや、完了届や請求書等の提出方法について、内閣府が令和2年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や国における取組を踏まえて、電子メールを活用することを要請すること等により、オンライン化の取組を促すことが考えられる。**
- また、**全ての地方公共団体において、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、個別に調達関連システムを整備していない地方公共団体においても、当該共通のシステムを活用できるようにすることについて検討することが考えられる。**
- なお、検査の結果の通知方法や支払の通知方法についても、完了届の提出方法と同様にオンライン化の取組を促すことが考えられる。

第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

第3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

2 経済団体等との連携の必要性等

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性⑨

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

- 調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結及び情報のワンスオンリー化を図ることによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続をデジタルな方法により行えるようにすることが考えられる。
- この方法としては、**①都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること、②国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること、③全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備することが考えられる。**
- ①については、現在、14の府県において、府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用することができるほか、②及び③と比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲が広がることを見込まれると考えられる。また、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格審査申請等の手続を行う必要はなくなることとなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るといった課題がある。
- ②及び③については、全地方公共団体が新たに単一の共通システムを活用して調達関連手続を行うこととする方法であり、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができることとなる。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であると考えられるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点があり、これらについては、地方公共団体の意見を聞きながら、検討を進める必要がある。
- また、②又は③の方法の具体化を図ろうとする場合については、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法（各地方公共団体において調達関連システムが整備されることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるか等）や、共通システムと地方公共団体の個別システムとの接続方法（LGWANを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等）やその際のセキュリティの確保などの技術的な事項に係る検討を要する。
- さらに、これら共通システムの整備・運用の主体や人的体制、経費負担をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行うのか、行うとした場合、どのような体制・方法とするか、様式・項目等や申請方法等について地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなどについても検討する必要がある。

3 地方公共団体共通のシステムの整備等（続き）

- **今後、調達関連手続のデジタル化をどのように進めることとするかについては、上記の課題や検討事項等を踏まえて、①から③までの方法を組み合わせることも含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。**
- なお、これらの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備・運用する場合には、調達関連手続の様式・項目等や申請方法等が共通化されることが前提となる。共通化する方法については、共通化する様式・項目等や申請方法等を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定することや、地方自治法に基づく技術的な助言を行う（例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成する。）ことが考えられるほか、法令や技術的な助言によらずとも、地方公共団体において当該システムの導入が進むことによって、項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられる。
- いずれの方法による場合であっても、その前提として、当該システムを活用することとなる地方公共団体との合意形成を図る必要があることから、共通化する方法については、調達関連手続のデジタル化をどのように進めることとするかについての検討状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要がある。

第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査手続

(1) 申請様式・項目及び必要書類

(2) 申請方法

2 入札参加資格審査以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

(2) 入札、契約、完了届、請求等

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

第3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

2 経済団体等との連携の必要性等

第3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

- 本報告書において示した調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性については、実際に調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めていく必要がある。
- このため、**総務省においては、同省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等、手続のデジタル化の方法、スケジュール等を検討し、具体化を図っていくことが考えられる。**
- また、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、若しくは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについては、**第2の3で指摘した課題や検討事項等も踏まえ、技術的な観点から、政府調達関連システムを運用している関係機関等と連携して具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。**

2 経済団体等との連携の必要性等

- 調達関連手続の共通化・デジタル化については、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものである。このため、**共通化・デジタル化の取組を進めていくに当たっては、このような事業者が参加する経済団体とともに、地方公共団体に対してその必要性を説明し、働きかけていくことが重要であると考えられる。**また、特に小規模な地方公共団体において、ベンダー事業者と協力してデジタル化に向けた取組を進めている場合があることを踏まえれば、**ベンダー事業者の協力も得ながら働きかけを進めていくことが重要であると考えられる。**
- その際、**地方公共団体の積極的な取組を促すためには、調達関連手続を共通化・デジタル化する必要があることを前提としたときに、手続を共通化し、地方公共団体共通の調達関連システム等を活用する場合と自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者の場合の方がコストを抑えることができることや、調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても一連の手続をパッケージでシステム対応することができること、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与すること、特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されることなど、デジタル化に係るメリットを示していくことが重要であると考えられる。**